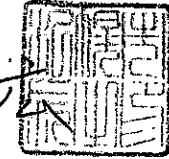


札幌市火葬場条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月3/日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第26号

札幌市火葬場条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市火葬場条例施行規則（昭和59年規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
様式1（その3）	様式1（その3）

改正前		改正後					
(略) (あて先) 札幌市長 (略)		(略) (宛先) 札幌市長 (略)					
		焼骨が発生する 人体の一部を欠 くこととなった 者	<table border="1"> <tr> <td>住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> </table>	住所		氏名	
住所							
氏名							
<table border="1"> <tr> <td>決裁欄</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	決裁欄	(略)		<table border="1"> <tr> <td>決裁欄</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	決裁欄	(略)	
決裁欄	(略)						
決裁欄	(略)						
注1 肢体、手足の指の場合は、 <u>医師の診断書を添付してくだ</u> <u>さい。</u>		注1 肢体又は手足の指の場合は、 <u>医師の診断書を添付し、</u> <u>焼骨が発生する人体の一部を欠くこととなった者の住所</u> <u>及び氏名を必ず記載してください。</u>					
2 (略)		2 (略)					

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。